

防災センター◆

1 防災センターの位置

- (1) 原則として1階（避難階）に設けること。なお、1階（避難階）以外の階に設ける場合には、避難階から専用の経路を有するなど、その独立性を確保すること。
- (2) 外部から容易に出入でき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置であること。
- (3) 進入経路は、防災センターに容易に至ることができるものであること。
なお、火災の影響を受けるおそれのある部分を経由する場合にあっては、当該部分とは防火区画するよう指導すること。

2 防災センターの構造

- (1) 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（概ね40～50㎡以上）を有すること。
- (2) 火災により発生する熱、煙等から防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。
 - ア 防災センターの壁、柱及び床を耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては、不燃材料とする。）とし、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料とすること。
 - イ 防災センターの窓及び出入口には、特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
 - ウ 防災センターの換気、冷暖房設備は、専用とする等防火的に区分すること。
 - エ 換気、冷暖房設備の風道が設けられている場合には、当該風道の部分の吸気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる特定防火設備（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物で、壁、柱及び床を不燃材料としたものにあつては、防火設備）が設けられていること。
 - オ 常用の照明が消えた場合に有効な照度を確保できること。
- (3) 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。
- (4) 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。
- (5) 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所で、防災センターとの間に防火・防煙区画を設け、有効に情報連絡がとれる措置が講じられていること。
- (6) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。
- (7) 消防隊が容易に防災センターに到達できる措置（案内表示、施錠管理等）が講じられていること。